

川俣町障がい者基本計画

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

【概要版】

障がいのある人もない人も

安心して暮らせるまち かわまた

令和6年3月

川 俣 町

計画の概要

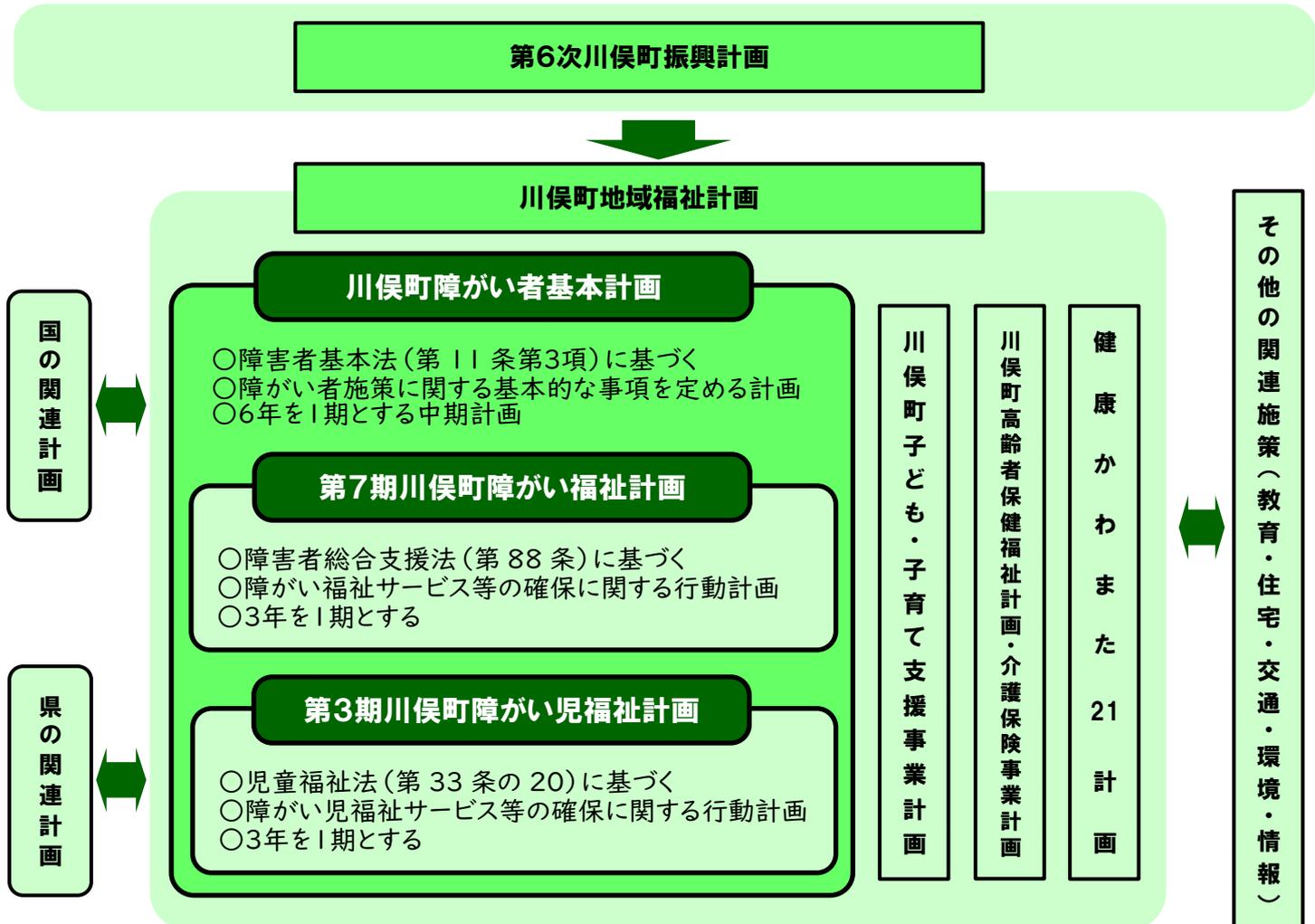
計画の位置づけ

本計画は、本町の最上位計画にあたる「第6次川俣町振興計画」（令和5年3月策定）、福祉分野の上位計画にあたる「川俣町地域福祉計画」を踏まえながら、保健・福祉をはじめとするさまざまな分野にわたる障がいのある人に関する施策の総合的な推進を目的に、国が定める基本指針（厚生労働大臣告示）や県の計画、現行計画における取組上の課題等を踏まえ、「川俣町障がい者基本計画」及び「第7期障がい福祉計画」、「第3期障がい児福祉計画」の3計画を一体として策定するものです。

◇川俣町障がい者基本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づき策定する市町村障がい者計画であり、障がい者施策全般の基本的方向性・目標を総合的に定める計画です。

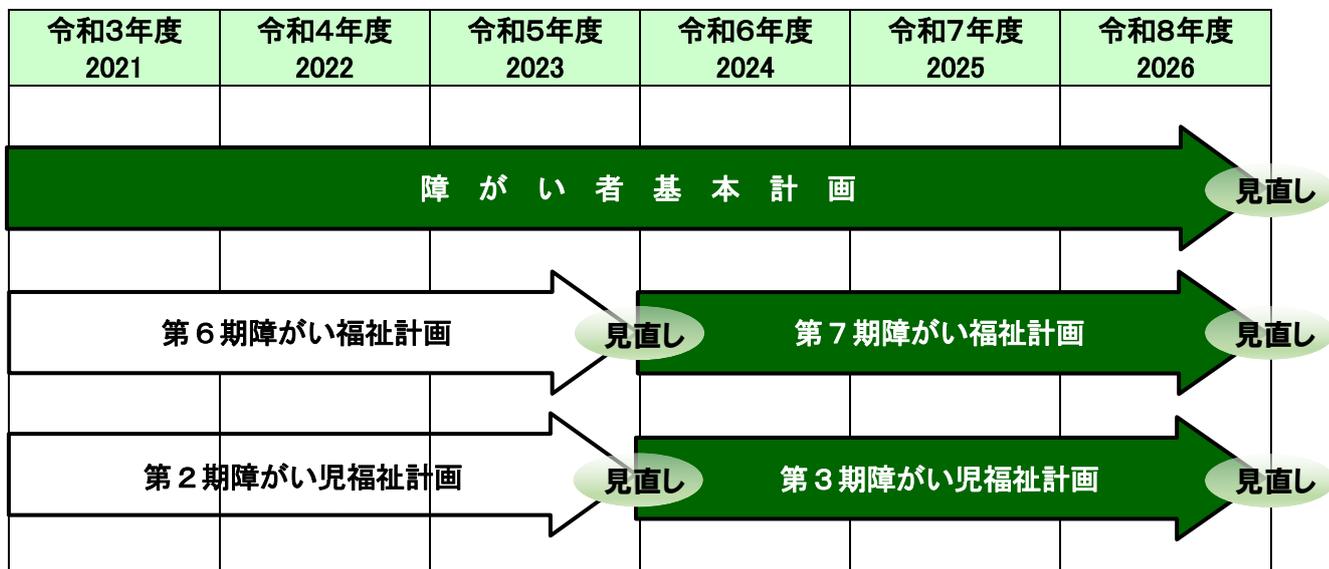
◇第7期障がい福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という）」第88条に基づき策定する市町村障がい福祉計画であり、障がい福祉サービス等の提供体制の確保のため、国の定める基本指針に即して定める計画です。

◇第3期障がい児福祉計画は、「児童福祉法」の一部改正により基本指針に即して市町村は障がい児福祉計画を定めるものとされており（第33条の20）、「児童福祉法」第33条の20第6項及び「障害者総合支援法」第88条第6項の規定を踏まえ、第7期障がい福祉計画と一体に策定するものです。



計画の期間

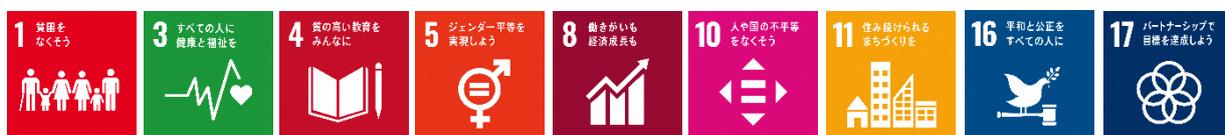
「川俣町障がい者基本計画」の計画期間は令和3年度から令和8年度の6年間、「第7期障がい福祉計画」、「第3期障がい児福祉計画」は令和6年度から令和8年度の3年間を計画期間とします。なお、国や福島県の行政施策の動向、社会経済情勢等の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



計画の推進

(1) SDGs(持続可能な開発目標)の視点を踏まえた計画の推進

平成27(2015)年に国連サミットにおいて採択されたSDGsは17の目標を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会及び環境をめぐる広範な課題に対して統合的に取り組むこととしており、本計画においても以下の9分野を主要な実現目標に掲げ、施策・事業の展開を図ります。

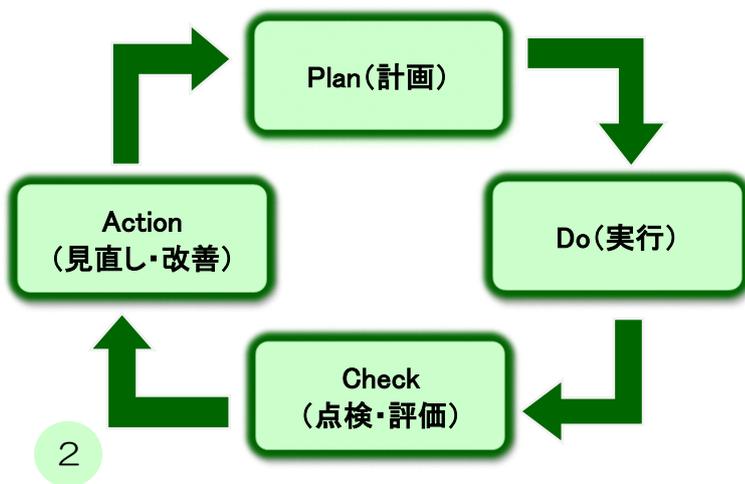


(2) 計画の進行管理

本計画の進捗状況を把握するとともに、必要に応じて施策・事業を見直し、計画の進行管理を行います。

PDCAサイクルの考えに基づき、定期的に各施策・事業について点検や評価を行い、必要に応じて見直ししながら、効果的な施策・事業となるように努めます。

PDCAサイクルによる計画の進行管理



障がい者基本計画

基本理念

本町では、すべての人が安心して暮らすことができるまちづくりを推進し、障がいのある人もない人も、互いに一緒に過ごしてよかったと、笑顔でいえるまちづくりを目標としてきました。これまで推進してきたこの考えを継承し、誰もがお互いを理解し、安心して暮らせるまちを目指して、次の基本理念を掲げます。

**障がいのある人もない人も
安心して暮らせるまち かわまた**

基本目標と施策の方向

基本理念の実現に向け、8つの基本目標を設定し、それらをもとに施策を展開します。

基本目標1 権利擁護・差別解消

障がいのある人、ない人が地域の中で互いを尊重し合いながら、ともに暮らすことのできる社会の実現に向け、差別解消、虐待防止に取り組みます。福祉教育や交流・ふれあいの場の充実、地域への啓発・広報活動を推進します。

(1) 広報・啓発の充実

- ① 広報機会・啓発の推進
- ② 交流機会の拡大
- ③ 福祉教育の推進

(2) 人権・権利擁護体制の充実

- ① 虐待防止のための体制の充実
- ② 障がいを理由とする差別の解消の推進
- ③ サービスの利用支援の推進
- ④ サービスに対する評価実施の働きかけ

(3) 地域福祉活動の促進

- ① 福祉活動の促進
- ② ボランティアの育成
- ③ 障がい者団体等の育成・連携

基本目標2 情報・意思疎通支援

あらゆる障がいのある人が、生活していくうえで必要な情報を円滑に取得し、利用することができるよう、情報通信における情報発信及び情報アクセシビリティの向上を推進します。

視覚障がい、聴覚障がい及び知的障がい等によって、コミュニケーションに障がいのある人の生活の向上に向け、サービスの充実、人材の育成を推進し、意思疎通支援の充実を図ります。

(1) 情報提供の充実

- ① 情報提供の充実
- ② 情報アクセシビリティの向上

(2) コミュニケーションに対する支援



基本目標3 保健・医療

障がいとは未然の予防や早期発見・早期治療が重要であり、そのためにライフステージごとの健康診査や各種健診などの保健事業を充実します。

救急医療・リハビリテーションといった医療体制や、重症心身障がい児、医療的ケア児、精神障がい者の支援体制の整備、関係機関との連携を推進します。また、地域において適切な保健・医療サービスが提供できるよう、健康に関する教育や相談支援体制を整備します。

(1) 疾病・障がいの予防・早期発見体制の確立

- ① 健康教育・健康相談の充
- ② 早期発見体制の充実

(2) 医療体制の整備



基本目標4 福祉サービス・相談

地域共生社会の実現に向けて、障がいのある人が必要な支援を受けながら、地域で自立して生活し、社会参加ができるように、福祉サービスを充実します。

関係機関との調整を担う機能を備えた相談支援体制、意思決定支援体制を整備します。また、発達障がいの診断を専門的に行うことができる機関の確保等により、発達障がい児の支援を充実します。

(1) 訪問系サービスの充実

(2) 日中活動系サービスの充実

- ① 介護給付の充実
- ② 身体機能・生活機能の向上
- ③ 就労支援サービスの充実

(3) 居住系サービスの充実

- ① 居住支援サービスの充実
- ② 施設入所

(4) 地域生活支援の推進

- ① 相談支援の充実
- ② 地域生活支援体制の整備
- ③ 在宅での自立支援
- ④ 活動機会の確保

(5) 経済的支援の充実

- ① 年金・手当等の充実
- ② 割引制度等の充実

(6) 障がい児福祉サービスの推進

- ① 施設サービスの充実
- ② 発達支援サービス
- ③ 相談支援

(7) 人材の育成・確保

- ① 障がい福祉を支える人材の育成・確保



基本目標5 療育・保育・教育

障がいのある子どもが、一人一人の個性や能力を発揮していくためには、それぞれのニーズに応じたインクルーシブな療育・保育・教育の提供や、医療との連携の強化が重要です。

障がいの状態に応じた適切な教育の機会を確保し、将来的な自立につなげていくことができるよう、進路指導や就労支援を行います。

(1) 就学前・学校教育の充実

- ① 療育・幼児教育の充実
- ② 学校教育の充実
- ③ 放課後等支援教育の充実

(2) 生涯学習の充実

- ① 社会教育の充実
- ② 指導者の養成

(3) 支援体制の充実

- ① 保育・教育・医療との連携
- ② 切れ目のない支援体制の整備
- ③ 通学支援



基本目標6 雇用・就業

障がいのある人が就労するという事は、経済的な自立や自己実現だけでなく、地域でいきいきと暮らしていくことにつながるため、充実した支援体制の整備を進めていく必要があります。

職場における障がいの理解や合理的配慮、雇用機会を確保するとともに、それぞれの意欲や適性、能力に合わせた働き方が実現できるよう、一人一人の状況に応じたきめ細やかな、総合的な就労支援を推進します。

(1) 雇用体制の整備

- ① 雇用の促進
- ② 雇用の安定

(2) 就労支援の充実

- ① 就労支援・就労定着支援の促進
- ② 情報の収集・提供・利用促進
- ③ 機能回復支援による就労機会の拡大
- ④ 福祉的就労の底上げ



基本目標7 生活・安全・安心

障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で個人の権利を尊重されながら暮らしていくためには、安全で安心な生活環境を提供することが重要です。すべての人にとってやさしいまちを目指し、ユニバーサルデザインの考えを取り入れながら、バス、道路、公園や建物等のバリアフリー化を推進していきます。

頻発なる大規模災害により高まっている防災意識を踏まえ、それぞれの障がいの特性に配慮した緊急時の支援体制を整備します。

(1) やさしいまちづくりの推進

- ① 公共公益的施設の改善と道路・公園等の整備
- ② 住民参加による総合的なやさしいまちづくりの推進
- ③ 川俣町地域福祉計画の推進

(2) 住環境の整備

- ① 安定とゆとりのある住環境の整備

(3) 防災・防犯体制の整備

- ① 防災・防犯体制の整備
- ② 災害時避難行動要支援者制度の周知



基本目標8 スポーツ・文化・芸術活動

障がいの有無に関係なく、すべての人が文化・芸術活動に参加したり、スポーツやレクリエーションを行ったりすることで、地域生活における楽しみや生きがいを感じながら暮らせる社会の構築が求められています。

多様な活動の普及に務めるとともに、運動会や文化祭といった障がいのある人が、スポーツや文化・芸術とふれあうことのできる機会の充実や、環境の整備等を行います。

(1) スポーツ・レクリエーション活動の充実

- ① 体制の整備・強化
- ② スポーツ・レクリエーションの普及

(2) 文化・芸術活動の充実

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

本計画では、計画の実施により達成すべき基本的な目標（成果目標：令和8年度末の目標）と目標において定期的に状況確認を行う指標（活動指標）を定めます。

成果目標及び活動指標については、PDCAサイクルのプロセスに基づき、必要があると認めるときは計画の変更や見直しを行います。

各施策分野における成果目標

◇福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末時点の施設入所者数の6.3%を目指します。
- ・施設入所者数：令和4年度末時点の施設入所者数の6.3%削減を目指します。

◇精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場を年6回設定します。
- ・協議の場において、目標を設定し評価を実施します。

◇地域生活支援の充実

- ・地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行います。
- ・強度行動障がいを有する者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

◇福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数2人を目指します。
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の設置を目指します。
- ・就労定着支援事業の利用者数3人を目指します。
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の設置を目指します。

◇障がい児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの整備を目指します。
- ・障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制を構築します。
- ・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の設置を目指します。
- ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置を目指します。

◇相談支援体制の充実・強化等

- ・基幹相談支援センターの継続設置により相談支援体制の強化を図ります。
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を目指します。

◇障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析して、その結果を事業所や関係自治体等と共有する体制の整備を進めます。

障がい福祉サービス等の提供体制の確保

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に位置づける事業は、大きく自立支援給付と地域生活支援事業、児童福祉法による給付の3つにより構成されています。

利用者のニーズを的確に把握し、サービス提供の体制づくりを目指し、事業所・人員の確保や関係機関との連携を図り、必要とされるサービスの確保を図ります。

■自立支援給付

〈障がい福祉サービス〉

〈介護給付〉

- ・居宅介護
- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・重度障害者等包括支援
- ・生活介護
- ・療養介護
- ・短期入所
- ・施設入所支援

〈訓練等給付〉

- ・自立訓練（機能・生活）
- ・就労継続支援（A型・B型）
- ・共同生活援助
- ・就労選択支援【新設】
- ・就労移行支援
- ・就労定着支援
- ・自立生活援助

〈相談支援〉

- ・計画相談支援
- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

〈自立支援医療〉

〈補装具〉

■地域生活支援事業

〈必須事業〉

- ・理解促進研修・啓発事業
- ・自発的活動支援事業
- ・相談支援事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・成年後見制度法人後見支援事業
- ・コミュニケーション支援事業
- ・日常生活用具給付等事業
- ・手話奉仕員養成研修事業
- ・移動支援事業
- ・地域活動支援センター機能強化事業

〈任意事業〉

- ・訪問入浴サービス事業
- ・日中一時支援事業
- ・社会参加促進事業

■児童福祉法による給付

〈障害児通所支援〉

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援
- ・医療型児童発達支援
- ・居宅訪問型児童発達支援

〈障害児相談支援〉

- ・障害児相談支援

〈障害児入所支援〉

- ・福祉型児童入所支援
- ・医療型児童入所支援



川俣町障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画
令和6年3月

発行：福島県川俣町 編集：川俣町保健福祉課
〒960-1492 福島県伊達郡川俣町字五百田 30 番地
電話 024-566-2111 FAX 024-566-2438
URL <http://www.town.kawamata.lg.jp>